

入札監理小委員会
第496回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第496回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年3月28日(水)17:02～17:58

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○国民年金保険料収納事業（平成30年度）（日本年金機構）

2. 現契約の状況及び今後の契約（案）の審議

○資産管理業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

3. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、川澤専門委員

（日本年金機構）

国民年金部 清水部長

国民年金部 千坂参事役

国民年金部 本田収納企画グループ長

国民年金部 大島部員

国民年金部 松井部員

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

財務部財務企画課 久保財務企画課長

財務部財務企画課 嶋副課長

（事務局）

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○尾花主査 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから第496回入札監理小委員会を開催します。

本日は、国民年金保険料収納事業（平成30年度）の実施要項（案）1件の審議、資産管理業務に係る現契約の状況及び今後の契約（案）1件の審議を行います。

まず初めに、国民年金保険料収納事業（平成30年度）の実施要項（案）について、日本年金機構国民年金部、清水部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○清水部長 それでは、日本年金機構国民年金部、清水といたします。どうぞよろしく願いいたします。

お手元のほうに、資料のほうをお配りさせていただいております。私のほうから、平成30年度開始実施要項の主な改訂ポイントをメインに、説明のほうをさせていただきたいと思っております。そのほかの資料としましては、別紙1、別紙2を用意させていただきました。

私から、今回の実施要項の改正案につきまして、ご説明の前に、改めまして、この事業の概要について、簡単にご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

この事業、国民年金保険料の収納事業ということでございますけれども、日本年金機構におきましては、平成19年10月開始事業より、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、現在、当機構では、全国を23地区に分けまして、3事業者ということでございますけれども、312カ所ございます全ての年金事務所で、実施のほうをしております。

主たる委託業務の内容としましては、国民年金保険料収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者に対する納付督促及び免除勧奨の実施、並びに実施状況の報告業務ということになっております。

なお、昨年10月に、10地区、116年金事務所の契約を行いましたので、今回は残りの13地区、196年金事務所に係る本年10月からの事業に向けての要項審議ということになります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、平成30年度開始実施要項の主な改訂ポイント及び前回からの変更点をご参照いただきまして、改訂のポイントについて説明のほうをさせていただきたいと思っております。

今回の改正は、大きく分けまして、5項目ということになります。1つ目が被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務の廃止、2つ目が事業の効率化、3点目が品

質の確保、4点目が情報セキュリティ、最後に契約期間という形で、整理のほう、資料のほうをしておりますので、資料に基づきましてご説明のほうを進めさせていただきます。

また、昨年度にご審議いただきました委員会で、事業評価の際にご意見をいただきました。達成目標の地域間格差の是正という観点も踏まえて、今回の改訂事項を検討させていただきます。

まず初めに、被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務の廃止について、2点の変更がございます。これにつきましては、平成29年7月12日に発生しました奈良県における戸別訪問従事者による現金詐取事件の事案対応とするものでございます。以下、奈良事案と呼んでいきたいと思っております。

1つ目の変更点ですけれども、奈良事案の再発防止のために、実施要項における対象業務の内容より、納付受託業務を削除しております。

なお、現行事業における国民年金保険料の納付受託業務につきましては、平成29年7月26日に、当入札監理委員会でご承認をいただき、対象業務から、本業務を削除する契約変更を行ったところでございます。

2つ目の変更点となる納付受託業務の禁止ということでございますが、これは単に納付受託業務を廃止するだけではなくて、再発防止の観点からも、現金や証券の受け取りや預かり行為を明確に禁止としたものでございます。

おめくりいただきまして、2点目の業務の効率化ということでございます。これは、対象地区及び対象年金事務所の見直しとありますが、平成27年度事業の開始当時は、日本年金機構本部と年金事務所の指導機関であって、パイプ役でもありましたブロック本部という組織が、全国に9カ所ありまして、本事業についても、ブロック本部を基準とした契約地区の割り振りを行ってございました。この組織が、機構全体の組織再編に合わせて、現在は15の地域部という組織に変わっております。

改訂案では、下線を引きました県でございますけれども、先ほど説明しました地域部の管轄で申し上げますと、中部地域第1部が、富山県、石川県、愛知県で、中部地域第2部の管轄が、静岡県、岐阜県、三重県となっております。

1つの契約地区を、複数の地域部が管轄することは、指導の面や事業者の報告を受ける面でも、効率的ではないということから、地域部の管轄に合わせて、契約地区の割り振りを変更するということにいたしましたものでございます。

次に、3点目ということになりますけれども、品質の確保につきまして、改訂と新設を

行っております。

まずは、業務従事者の教育、育成でございます。この項目につきましては、平成29年度事業の実施要項で改訂を行いまして、業務従事者への研修を毎月1回以上行うこととして、個人情報の取り扱いを必須としつつ、年金制度の理解、接遇、マナーを含めた研修をするということとしておりました。

ここでも、奈良事案に対する再発防止を図るというために、新たにコンプライアンスの研修項目を追加ということにしております。法令研修だけでなく、違犯時の処分とか、交通法規、社会規範の遵守なども盛り込んでいるというところでございます。

次に、新設の項目としまして、業務従事者の活動状況及び行動管理の措置でございます。これも奈良事案発生時において、機構による検査を実施しましたところ、戸別訪問従事者が使用する携帯端末の操作ログの確認等の行動管理において、受託事業者による点検が、形骸化しているというようなことが判明いたしました。今後の再発防止のために、受託事業者による点検の強化と必要に応じて、機構への報告をしていただくことにより、行動管理の強化を図るということとしております。

続きまして、達成目標というところでございます。達成目標につきましては、以前は納付月数と免除獲得件数を基準としておりましたけれども、平成29年度事業より、納付率を目標として、事業者の目標と機構の目標と合わせるということによって、より一層の連携が図れるということとなったところでございます。

その中で、達成目標の指標について、改めて変更のほうをいたしますので、その内容について、簡単ではございますけれども、別紙1のほうを使って、ご説明のほうをさせていただきたいと思っております。別紙1は、A4横判で、ご用意させていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、平成29年度事業より、受託事業者の目標及び実績の指標を納付率としたところなんですけれども、この納付率は、国民年金保険料を納付すべき月数、いわゆる納付対象月数に対する事業者の督促月数の割合から算出しております。

この納付対象月数は、納付すべき月数ですので、納付期限内に納めた月数、つまり、受託事業者が督促の対象としていない月数まで含まれているということになります。

この絵でいいますと、縦のグラフの中の免除月数のすぐ上にある納付期限内納付月数のことを、今ご説明しているところなんですけれども、なので、ここの部分は受託事業者の手が出せないところということになりまして、目標及び実績に、ここの部分が影響してしまうということになるため、今回から、事業者の実力を反映するように、督促納付率とい

う新たな指標を設けたというところでございます。

これは、従来の今の納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を減じたものを分母とすることによって、受託事業者が獲得すべき月数と実際に取った月数の割合を数値化したものということになります。事務所の目標とする納付率とは異なる指標を使うことになるんですけれども、あくまで分母を置きかえただけということになりますので、納付率に換算することも容易であって、かつ事務所の目標との方向性も合致するものと考えております。

また、目標設定における地域性の考慮ということなんですけれども、平成29年10月開始事業より、各年金事務所における所得階層分布に応じた納付と免除の割合を加算率の計算に含めることによって、地域性を考慮した目標になるように、変更を加えたところであります。これは、平成30年度の事業においても、採用をしております。

さらに、今回は、未納者を未納月数ごとに、短期、中期、長期の属性に分けて、年金事務所ごとの分布に応じて、加算率の算出に加えることとして、より一層、地域性を加味した達成目標となるように考えております。

すみません、資料のほうに戻っていただきまして、次に、情報セキュリティということでございます。

情報セキュリティ対策につきましては、平成29年10月開始事業より、機構における外部委託の標準仕様書を基に、大幅に強化を図ったところでございます。

さらに、今回は、事業の開始後に、実施要項に定める個人情報等の取り扱い及び情報セキュリティ対策の措置が図られていないことが判明した際に、個人情報等の保護の観点から、対策がされるまでの間、業務を中止することができるよう、変更を加えたというものでございます。

また、実施要項において、別途定めることとしている戸別訪問員が使用する情報端末の取り扱いにつきましては、機構の顧問であります情報セキュリティアドバイザーのご教示のもとに、最新のセキュリティ対策を講じるということとしております。

最後に、6ページになりますけれども、契約期間でございます。

本事業は、過去の不落対応等を受けて、現在、契約時期が二本立てということになっておりまして、達成目標の指標の相違や要求する情報セキュリティ対策に、差異が生じてしまうといったような問題が生じております。

そのため、今回の契約を2年とすることによって、平成29年度事業の終期である平成

30年10月から、全ての契約地区において、実施期間を統一するように図ったというところでございます。

追加のお話になるんですけど、実施要項(案)について、2月1日から2月9日の間に、意見募集のほうはいたしました。結果は2者、8件の意見が寄せられたというところがございますが、内容等を確認いたしまして、誤記等の軽微な修正を行ったというところがございます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○浅羽副主査 ご説明いただきどうもありがとうございました。

最後の契約期間の話なんですけれども、いろいろとあって、ばらついて、今2本、走っているんで、1本の期間にするというようなことで、そのご趣旨はとてもよくわかるんですけれども、業者さんが、実績が非常に良かった場合、期間延長というものが、インセンティブとしてあると思うんですけれども、これがあると、結局、また1年ずれたりするのではないのかなと。ずれば、また、その間にいろいろと状況が日々変わってきていると思いますので、また契約の内容なども変える必要が出るかもしれないと思っているんですけど、そのあたりはどのような対応を、今後考えていらっしゃるのでしょうか。

○松井部員 すみません、お答えさせていただきます。

確かにインセンティブということで、契約期間のほうは、2年間の延長のほうを、今回の事業についても設けてございます。

ただ、2年間延長しまして、そこのところについては、延長していただくんですけれども、そこで合わせるということにはできないもので、そのまま2年間のものについて、新しい事業等を行いまして、将来的にはまた一本化ということで合わせるということで考えておりますので、特に2年延長に合わせて、そこで新しい契約期間をまた……。

すみません、合わせるということではなくて、本体の延長したものは、延長したもので、また新しいものは、新しくやっていって、将来的に合わせるということで考えております。すみません、そうです。

○浅羽副主査 追加でよろしいですか。

○尾花主査 どうぞ。

○浅羽副主査 今の点なんですけれども、平成32年の10月から、合った後の契約については、2年間を想定しているのでしょうか。それとも、3年間を想定しているのか、あまり決めてないのか。そこはどうなのでしょうか。

○大島部員 お答えさせていただきます。

今、29年10月開始事業については3年、今回の事業については2年ということで、今回お尻をそろえると考えておりまして、今後、32年以降につきましては、やはり、長期にわたることによるスケールメリットと、ただ、長期になることによって、実際には、年金事務所の目標は、毎年度定めている関係で、期間が長くなれば、なるほど、実際の事業者の目標と事務所の目標が乖離していくという危険性というところを踏まえまして、今、そこは3年にするのか、2年にするのかというところは、若干、流動的に、今回の事業の実績を踏まえて、検討するべきと考えております。

今のところは、3年にするか、2年にするかということは、今後の状況を見据えながらとさせていただきます。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。2点伺わせていただければと思います。

先ほどのご説明いただいた改訂のポイントの3ページ目の②の行動管理の措置の新設された部分なんですけど、実施要項の20ページもあわせて拝見しますと、今回、これまでは、「日々の活動状況及び行動の管理を徹底し」というところを、「日々の活動状況を日々監視し」という形で、少し強目の書きぶりになっているのかなと思ひまして、具体的に受託者の方に、どういう改善を期待されていらっしゃるのかというところを、少し伺えればと思ひました。

つまり、評価の中でも、評価項目にも挙がっておりますので、少し具体的な見込みというか、期待みたいなものがあれば、少し確認的に教えていただければと思ひました。

○松井部員 具体的に業務従事者の活動状況の管理ということで、こちらが想定していることは、情報端末のほうを持っていただいていると思ひますので、GPSによる位置情報の管理です。

督励実績のほうと位置情報の突合等を想定はさせていただいておるんですけども、さらなる効果のある管理方法につきましては、総合評価基準の加点の項目としておりますので、我々が、より想像しなかったということであれば、それは加点のほうの対象とさせて

いただきたいと考えております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、もう1点が、実施要項の25ページから26ページの再委託なんですけれども、これは全く別の機構様の事業で、いろいろと、最近、再委託の問題が取り上げられておりますけれども、今回、再委託については、26ページの④の部分で、1つ加筆されておりますが、昨今の再委託についての問題を踏まえて、今回は何か特別に追記されたようなものがあれば、もしくは、そのお考えを教えてくださいと思いますが、いかがでしょうか。

○大島部員 再委託についてお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今、国会審議等でも出ておりますが、私ども日本年金機構の委託先における再委託の問題が発生しております。ここについては、今回の要項の追加は、それを踏まえてというよりは、以前から、こういった規定があったものを、30年の中に入れて込んだというところになりますので、また、今後、この事案における対応によって、より再委託に対する監査であったり、調査、報告というものが強化されていくということであれば、随時また、そこは運用の中でできるものであれば、運用で、あるいは、契約事項であったり、こういった要項に変更をしなければならない部分であれば、場合によっては契約変更といった形で、今後、追加で盛り込まれていくものがあるのかとは考えております。

今回の中には、まだそこは踏み込まれていないというところですので、またそこに変更点があれば、追ってご報告やご審議のほうをさせていただきたいと思っております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。

実施要項の10ページ目でございます。10ページ目の一番下でございますが、コンプライアンスの部分、違反した場合の処分と書いてございますけれども、これは、処分の対象者は、おそらく、事業者と、さらには事業者のもとで働いていらっしゃる、実際に事故を起こしてしまった従事者の方も入るのかなと思うんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○松井部員 そのご理解でよろしいです。

○辻専門委員 でしたら、はっきりと事業者及び従事者に対する処分などと明示なさったほうがよろしいかもしれません。

それに付随して、ご質問なんですけれども、今回のこの奈良事案について、従事者の方、

つまり、逮捕された方なんですけど、おそらく労働関係における解雇か何かの処分を受けているとは思いますが、それとは別に、年金機構さんから、この元従事者の方に対して。民事訴訟を提起したり、そういうことはなさったんでしょうか。

○大島部員 今回、事件を起こした戸別訪問員につきましては、私どもから、直接、そういった訴訟等による損害賠償請求だったり、民事訴訟は起こしてはおりません。

あくまで受託事業者に対して、契約解除であったり、契約書に基づく違約金の請求というものは行っておりますが、戸別訪問員は、後は、おそらく事業者が、その受けた損害に対して、何らかの処分は行っているものかと考えております。

○辻専門委員 年金機構さんが、その従事者に対して、訴訟を提起することは禁止されているわけではないと思いますし、おそらく、損害賠償請求権を持っている可能性もございますので、ここは、できるだけ……。

わかりやすい言い方をすると、できるだけおどしたほうが、従事者の方も悪い気を起こさない方向に働くかと思っておりますので、できるだけ従事者に対する処分としては、法律理論上は、ここまで恐ろしいことが発生するんですよということを、わかりやすく書いたほうがいいのかもかもしれません。

例えば、参考になるものは、自動車教習所などで、事故が起こった場合には、刑事処分、行政処分、さらに民事上の民事訴訟が起こされて、大変ですよと、すごくおどしますよね。あれを参考になさるといいかもしれません。意見でございます。

以上です。

○尾花主査 最後に、1点、参考資料1の品質の確保に関する業務従事者の活動状況、行動管理の措置に関する新設された改訂案の3ページの条項なんですけど、この新しい条項を、総合評価基準で提案した場合に、どこの項目で評価されると理解すればよいんでしょうか。

○松井部員 お答えさせていただきます。

総合評価基準の(V)の業務従事者の教育及び活動管理というところになりまして、業務従事者による不正や事故を未然に防止するために、どのような教育措置を講じるのかというところの加点のゼロから150というところに、業務従事者に対する指導、日々の活動状況の管理方法が効果的であると評価できることということで、こちらのほうで、評価のほうはさせていただきたいと思っています。

○尾花主査 わかりました。

この総合評価を拝見すると、例えば、62ページの実施体制の2つ目の欄の本事業を実

施するための事業者として、どのような運営管理を実施するのかというところでも、コンプライアンスを評価されているように印象を受けまして、さらに（V）についても、やはりコンプライアンスを評価されているように読めるかもしれないんです。

一般的に懸念することは、1つの事象を2つの項目で点をつけてしまうと、点が上がってしまって、価格との関係で、上手に評価できなくなるのかなという懸念を持っており、せっかくよい条項を加えたことをもって、効率的な金額で評価できるには、ここを読みやすくできるといいなと思ひまして、意見を申し上げました。

別段、この表現のままでもいいのですが、説明会等で、この条項については、こちらで評価しますとか、二重に評価して、二重に点が行かないような感じに、応札者の理解を深めていただければと思ひました。

○松井部員 ありがとうございます。ご意見頂戴いたしまして、そのとおり反映させていただきたいと思ひますので、ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思ひますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○清水部長 ありがとうございます。

（日本年金機構退室、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構入室）

○尾花主査 お待たせしました。

続いて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の資産管理業務に係る現契約の状況及び今後の契約についての審議を行います。

最初に、本事業の現契約の状況及び今後の契約について、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構財務部財務企画課、久保課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○久保財務企画課長 今ご紹介いただきました、宇宙航空研究開発機構の久保でございます。

お手元に、宇宙航空研究開発機構の資産管理業務についてというペーパーがあると思いますので、それに基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

説明の趣旨といたしましては、平成30年度の市場化テストとして、この資産管理業務を行うとしておりましたが、これを1年延期させていただきたいということが、ご説明の趣旨になります。

では、内容をご説明します。

スケジュールとしましては、今日現在走っている契約が、平成27年度の下期、これは10月からになりますけれども、10月から平成30年度上期、9月までという3年間の契約を結んでおまして、これが9月30日をもって終了するということになっています。

現契約としましては、金額が3億672万円。

株式会社スペースサービスに対して行っているということで、この請負業務といたしましては、資産管理上必要な資産の取得したときの仕訳の一時的な決定ですとか、その資産を貸し付けたり、研究開発をするに当たって、ロケットをつくるのに、別の契約でつくったものに支給するだとか、そういう貸し付けとか、支給とか、そういう手続が資産管理上、必要になります。

そういった手続と資産台帳への登録ですとか、あとは、資産の処分、不要決定、廃棄といった手続と、台帳への登録、年末の棚卸しの話、固定資産税の申告の支援といったことをやっけていただいているという内容になってございます。

場所は、機構の主な事業所の拠点、4つほど主たる拠点がございまして、そこに、総勢17名ほど常駐して、作業していただいています。

管理している資産件数は、現在、約6万件ほどございます。

という契約でございます。

2番になりますけれども、資産管理業務及び資産管理システムに係る検討ということで、資産管理請負業務が、今回の対象ではあるんですけれども、システムとの関係がございしますので、書かせていただいています。

機構は、設立したのが平成15年10月設立でございます。そのときに合わせて、資産管理システムを独自で開発して、これを使って、資産管理業務を行ってきています。

資産管理システムについては、これまでの間、利便性向上ですとか、会計制度が変わったということに伴いまして、資産管理システムに必要な改修を加えてきておりました。

その結果、このプログラムが複雑化し、もうこれ以上の機能追加や改修・保守が困難な状況であるということがわかりまして、平成27年12月に、同じように15年の10月につくった財務会計システムがあるんですが、これとあわせて、刷新していこうということを決めました。

現在は、この財務会計システムについては、平成30年4月ですので、もう来月から稼働と、資産管理システムについては、平成30年10月の稼働を目指して、今、開発を進めている段階でございます。

下に、参考としまして、資産管理システムの調達スケジュールが書かれています。こういうことで、今のところでいいますと、(8)番になりまして、こういった機能を備え持つて、こういった内容のシステムにするかということの設計が、あらかじめ終わりました、実際の今の資産管理システムの制作が始まっているという段階に来ております。

次のページに行っていただきまして、資産システムの調達に当たりましては、一般競争入札のうち、総合評価方式で調達しています。その際に、汎用パッケージシステムの導入を前提とした提案を要請しておりまして、落札業者からは、システムだけではなくて、仕事、ワークフローの部分も最適化ということも、こういう業務見直しもしたらどうでしょうというような提案も受けているところでございます。

昨年の10月末に、落札業者が決まりまして、業者さんからの提案を受けまして、いろいろな検討を進めてきた結果、資産管理業務全体の大幅な業務改善が見込めそうな見通しが立ってございます。

資産管理業務と、いわゆるワークフローと言われるところと、システム、トータルでの最適化・改善について検討したところ、当初というのは、今やっている仕事の仕方よりも、内容が大分変更になったということで、そのシステムをつくりながら、業務内容の見直しの検討もあわせながら、進めていくという必要が生じまして、その結果、当初のスケジュールが2カ月ほどおくれまして、業務見直しの検討が、当初、2月の初旬ごろには終わるだろうと思っていたんですが、4月の末ごろになる見通しになってきました。

その後、そういう仕事が決まったところで、一つ一つ業務フローや作業分担を見直した

上で、今回の市場化テストの対象となっております、資産管理業務請負の仕様書に落とし込んでいくための落とし込みをやっていくということになるんですが、それができるのが、時期的にいうと、5月末以降になるという見込みが立っております。

さらに、契約に係る予定価格の算定に資するため、そういった仕事に対して、どのくらいの工数がかかるんだろうかということ算定できるのが、夏以降になるということがございまして、今回のスケジュールには、なかなか乗りづらいというところが、正直なところでございます。

3ポツ、今後の契約に対する考え方ですけれども、今後の契約においては、平成31年10月の契約を見据えて、他者が、よりこの契約に参入しやすくするため、請負業務に係る作業マニュアルを整備する予定であります。

作業マニュアルは、通年作業の分をつくらないといけないということで、1年間で行われるイベント、棚卸し作業、償却資産税申告、年次決算といったものを、システムを用いて、実施した上で作成する必要があるということで、実際の市場化テストに用いるための入札資料として、作業マニュアルができるというのが、平成31年5月ごろになる見込みでございます。

これらの事情から、今回の請負業務については、今回の市場化テストを見送らせていただいて、その間、仕事は続けられないといけないものですから、随意契約なり、何なりは、機構内で調整をさせていただいて、翌年の平成31年10月からの契約の際に、市場化テストを取り入れていきたいと考えているところでございます。

3ページが、当初予定と見直し後の予定ということで、ちょうど1年おくれになります。そういったことでお願いできればということでございます。

最終ページにスケジュール表がございまして、今、太い線で書かれている2018年3月のところ……。

ごめんなさい。別のページですか。スケジュールのこれは？

○事務局 最後につけてあります。

○久保財務企画課長 ごめんなさい。A4、1枚のスケジュール表はございますでしょうか。

これがシステム開発と見直し作業の全体のスケジュールですけれども、ここの中で、点線で囲ってあるところが、今、説明をしたところでございまして、この辺の作業がどうしてもおこなわれているということもあって、今回の市場化テストのスケジュールに合わせてい

くことができないというところが、正直なところでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました現契約の状況及び今後の契約について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。

何点か質問させていただければと思うんですが、まず、資料の2ページ目の部分の2段落目のところですが、資産管理業務全体の大幅な改善が見込めるということだったんですが、つまりは、資産管理業務全体の工数が削減されて、ある意味、今、発注されているものは、3年間で3億円ぐらいですけれども、その規模感も含めて、減少する可能性があるということでしょうか。

○久保財務企画課長 はい。それは、今のところ、明確に幾らということとは言えないんですが、今までこういうふうに使っていたものを、人の手を介さずにできる見込みが立ったので、工数としても落ちていくのではないかなという見込みでいます。

○川澤専門委員 外部委託の範囲も、これまでの全体の工数が落ちて、同じ割合であれば、外部委託の金額も下がる可能性があるということですか。

○久保財務企画課長 はい。

○川澤専門委員 わかりました。

もう1点目なんですけれども、今回、スケジュールが、少しフローの見直しがおくれて、請負の工数の算定がおくれるということだったんですが、マニュアルの作成について、通常業務が始まらなければ、マニュアルが作成できないという段取りになっています。普通、業務を始める前に、マニュアルがないと、業務ができないのではないかとという素朴な疑問を持ちます。データの移行のあたりの部分では、必要な開発はほぼ終わっているんだろうと思いますが、そのあたりで、マニュアルの作成をした上でということではないのでしょうか。

○久保財務企画課長 おっしゃるとおりでございます。現在の契約で、こちらから示している業務マニュアルは、実は用意してございません。ということが実態でございます。ですので、今度の10月から、新しいシステムで、新しい仕事のやり方といったときに、実際にどういう仕事をやってもらうのかという契約の中で、業務マニュアルをつくっていきたいと思っております。

その業務マニュアルをつくるためには、1年間ある作業を全てマニュアルに落とさない

といけないので、期間として、1年が必要だと。

○川澤専門委員 本来であれば、おそらく、先ほどの税申告の手続ですとか、貸し付けとか、いろいろな事務手続の支援を受けていらっしゃるかと思いますので、職員の方が業務内容を把握されて業務支援を受けているのであれば、マニュアルがつかれないということがなかなか理解できないんです。

例えば、それを委託先に委託をしていたとしても、委託している事業の内容は、十分理解した上で、委託しているわけですから、そのマニュアルはつかれないということは、そもそもどういうふうにモニタリングしていたのかという問題にもなると思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○久保財務企画課長 契約が請負契約ということもあって、そういう意味では、アウトプットとして、固定資産税の場合でいえば、申告書のもので出てくるんですけども、その辺のシステム上、どういうふうにやってということ、ある意味、請負業者の方に、作業の中身は、お任せしていたということがあります。

○川澤専門委員 なるほど。これまでのシステムは、そうであったとしても、新しいシステムでは、全くこれまでのやり方を踏襲する必要はないわけですから、新しくマニュアルをつくれればいいのではないかなと思うんですが、それは難しいのでしょうか。

○久保財務企画課長 それは、実際にやる新しいシステム、新しい仕事の仕方で、マニュアルの版はできるのかもしれないんですけども、ある意味、それを実証するといいますか、ほんとうにそれが使い物になるマニュアルなのかどうかということ、実際にこの作業を一年通してみないと、その精度として、どうなのかということもありますので、ゼロからつくってもらいたいということよりも、こちらで、ある程度つくんですけど、それで、ほんとうに回るのかどうかという検証も含めてということ考えています。

○川澤専門委員 それは、どのタイミングでも、おそらく、システム刷新の場合はあると思います。そのプロセスを、既存の事業者の方としか実施できないということは、おかしいのではないかなと思うんです。

市場化テストを実施をして、新たに締結をした事業者と、そういったプロセスを踏めばいいのではないかなと思うんですが、そこはいかがでしょう。

○嶋副課長 済みません、よろしいでしょうか。

システムそのものにつきましては、取扱説明書という形で、システムの開発業者から、操作の仕方については、納品される予定なんですけれども、システムを使うのは、この業

務全体の中で、半分以下ぐらいの工数なんです。

それ以外に、JAXAの仕事そのものを理解してやっていただくものも、結構ありますので、その辺に関しては、職員でもやることはできるんですけども、一緒に相談しながらやっていくという形で、実際はマニュアルの整備をするのではないかなと思います。やはり運用してみないと、ちょっと難しいのではないかなと思われま

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。

資産管理システム、独自で開発なさったとあるんです。おそらく、どの会社も、普通、資産管理をやっていると思うんですが、JAXAさんならではの何か特殊な資産管理が必要になるのでしょうか。

○久保財務企画課長 それは、発足時につくったシステムに関してということではなくて、今回整備するというか……。

○辻専門委員 そうですね。はい。

○久保財務企画課長 特殊ということだと思いますと、構成品なのかな……。

基本的には、独法会計基準等々のルールがございますので、それに合致した処理をできるシステムであればいいんですけども、そういう意味でいえば、特殊……。

○辻専門委員 つまり、ちょっと気になっていることが、マニュアルをつくるのに、ちょっと時間がかかるのかなと思ったので、そのときに、何かJAXAさんならではの特殊な業務があって、その結果、マニュアルが、時間がかかるのかなとも思ったんです。

○嶋副課長 その意味では、システムそのものは、多少JAXAに合わせて、カスタマイズは行っておりますけれども、JAXAだけが、ほかの法人と違うことをするという部分はないと思われま

ただ、ほかの法人の処理を完全に把握しているわけではないので、ただ、準拠している法律等は同じですので、同じだとは思われま

○辻専門委員 会計するときに、仕訳に特殊な仕訳が入っているとか、そういうこともないんですか。

○嶋副課長 人工衛星などは特殊です。

○久保財務企画課長 どういったものを人工衛星の原価と考えて、仕訳をするとか、あとは、実際にロケットを打ち上げたときに、搭載実績を集計するとか、そういったことは、JAXAならではの特殊な仕事ではないかと思いま

○辻専門委員 そのあたりが、マニュアルに落とすのが難しいという理解でよろしいです

か。

○久保財務企画課長 はい。

○辻専門委員 わかりました。結構です。

○尾花主査 いたしますと、現在の請負業者、随意で、通常業務を進めるということですが、その通常業務の業務範囲の中に、マニュアル作成支援を入れるつもりですか。

○久保財務企画課長 それは入れようかなと思っています。

○尾花主査 そういたしますと、結局、これは1者入札がずっと続いていて、困っているものだけでも、新しいシステムについての運用の仕方をお金を払って、既存業者をつくってしまうと、市場化テストをするときに、新たに応札者を求めるのに、門戸が非常に狭くなるのではないかと懸念するんですが、それは大丈夫ですか。

○嶋副課長 多分、職員が独自でつくっても、業者さんをつくっても、同じような内容になるとは思うんですけども、単純にマンパワーの問題で、職員単独でつくることは難しいのではないかなと思っています。

○尾花主査 なるほど。

○久保財務企画課長 マニュアルに基づいて作業をするということに対して、作業自体が特殊という、マニュアルをつくった人でないと、作業ができないというほどの特殊性はないと思っています。なので、逆に言うと、そのマニュアルを読みさえすれば、誰でもできるという。

今、むしろ、その辺がご提示できていないというところも、我々の反省点としてあると思っていますので、システムの操作マニュアルもそうですし、システム以外のワークフローの部分のマニュアルも、そういう意味では、より平易、かつ誰でもそれを読めば、作業ができるよというものをつくろうと思って、であれば、それは、やはり、今、作業をやっている人たちの声を吸収しながらつくることが、一番いいものができるのではないかなという観点で、今のところの方にご支援をいただこうかなと思っています。

○辻専門委員 今、受託なさっている業者さんは、スペースサービスさんというお名前が書いてあるんですけども、これは、スペースという単語から、宇宙系かなという感じもお見受けするんですが、これは、何かそういうJAXAさんならではの会計基準等にすごく精通なさっている、そういう特殊な会社なんですか。それとも、通常の会計をやっている普通の会社なんですか。

○久保財務企画課長 会社の形態でいいますと、派遣業もやっている会社でございます。

名前がスペースなので、そういう仕事、これは、この仕事自体が、実はかなり前から、スペースサービスさんが受けているということもあって、ずっと1者応札が続いているところはあるんですが、そういう特殊ということではないよね。

○嶋副課長 JAXAだけではなくて、他社との取引もある会社です。

○久保財務企画課長 JAXA以外にも、別のところでも、こういう仕事をされていると聞いていますので、そういう意味では、宇宙に特化したということではないと思っています。

○辻専門委員 だと、現状、スペースサービスさんが、今、仕事になれているということはわかるんですけども、やはり、目的としては、次の入札において、この会社さん以外の会社も、広く入ってこられるように、わかりやすいマニュアルをつくっていただくことを、頑張っていたいただければと思いました。

以上です。

○久保財務企画課長 ありがとうございます。

○尾花主査 実施要項を拝見していないので、一体どんな業務なのかがわからないんですが、年間1億円で、17人。人件費が、ほぼカバーされていると理解してもよろしいですか。

○久保財務企画課長 ええ、その理解で結構です。

○尾花主査 なるほど。それは、これまで請負という形で、一括してお願いしていたところ、今度は、マニュアルをつくって、細かい指示を出すという発想なんですか。

○久保財務企画課長 基本的には請負のままではあるんですけども、その部分については、双方協議しながら、例えば、1カ月やったところで、例えば、こちらから提示したマニュアル(案)のようなものに対して、ここは合っていますよとか、ここはこの記載ではまずいのではないですかというようなことを報告させた上で、リバイスをかけていくというような進め方をしようかなと思っています。

○尾花主査 なるほど。わかりました。

そうすると、当初のスケジュールを1年延期する合理的な理由を、多分、監理委員会で求められると思って、それを前提に伺っているんですが、理由としては、詳細設計が4月にでき、それに基づくと、請負範囲が変更になり、今度は新たに業務マニュアルもつくろうと思っており、その業務マニュアルの研修のために、全ての業務を通年でやってもらいたいので、どうしても1年延期したいというふうに受け取ってよろしいですか。

○久保財務企画課長 はい。

○尾花主査 その業務を、新しい業者ではなく、既存の業者にやってもらうには、もう時間的に10月からは調達しようがないので、既存の方にやってもらいたいということですね。

○久保財務企画課長 はい。

○尾花主査 それを随意でなさるのか。そこについては、一般競争という手続を入れる気はないということですか。

○久保財務企画課長 今のところ、難しいかなと思っています。

○尾花主査 難しいかなと。

○久保財務企画課長 はい。

○尾花主査 それは、期間的に難しいんですか。

○久保財務企画課長 期間的に難しいです。

○尾花主査 期間的に難しいかな。なるほど。

そうすると、先ほど、懸念することは、マニュアル自体を既存業者とともに、つくった場合に、後、市場化テストに乗せたときに、既存業者有利に働かないのかなというところは、すごく心配なんですけど、そのあたりの工夫は、どういう形でなさろうと思っておられますか。

○久保財務企画課長 うまく説明ができないんですが、その作業、マニュアルとして書かれている内容が、どれだけ平易で、第三者が読んでも理解できるかどうかということ、多分、何人かで検証していくのかなと。わかっている人が読んだら、わかるよねというマニュアルだとまずいと思うので、その辺は留意していきたいと思っています。

○尾花主査 わかりました。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、本事業の現契約の状況及び今後の契約につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、本事業の現契約の状況及び今後の契約の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後、本事業の現契約の状況及び今後の契約の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○久保財務企画課長 どうもありがとうございました。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構退室)

— 了 —